

第40号議案

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例

島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 五十猛の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた五十猛漁港に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、施行日以後においては和江漁港に係る処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。